

四日市市総合体育館及び四日市市中央第2体育館
ネーミングライツ付与契約書(案)

四日市市(以下「甲」という。)及び●●●●(以下「乙」という。)は、四日市市総合体育館及び四日市市中央第2体育館に対し、条例に定める名称とは別に施設名称を命名する権利に関して、次のとおり四日市市総合体育館及び四日市市中央第2体育館ネーミングライツ付与契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本契約書は、甲及び乙が、第2条第5項に掲げる対象施設に係る施設命名権に関し、必要な事項を定めるものとする。

(ネーミングライツ)

第2条 ネーミングライツは、条例で定める名称とは別に施設名称(以下「愛称」という。)を命名することができる権利とする。

2 愛称については、第3条第1項に規定する期間内は、変更しないものとする。

ただし、やむを得ない理由により愛称を変更する必要がある場合は、甲及び乙が協議の上、その可否を決定するものとする。

3 ネーミングライツは、愛称の付与であり、条例上の名称は変更しないものとする。

4 甲は乙に対してネーミングライツを付与し、乙はその対価(以下「ネーミングライツ料」という。)として、第4条第1項に規定する金額を支払うものとする。

5 本契約に基づき、甲が乙に付与するネーミングライツは、次の施設を対象とするものとする。

対象施設(正式名称)	所在地
四日市市総合体育館	四日市市日永東一丁目3番21号
四日市市中央第2体育館	四日市市日永東一丁目3番21号

6 乙は、本契約に基づき、あらかじめ甲による承認を得た次表の愛称として命名することとし、甲はこれに同意するものとする。

対象施設(正式名称)	愛称
四日市市総合体育館	●●●●●●●●
四日市市中央第2体育館	●●●●●●●●

(契約期間)

第3条 本契約の契約期間は、契約締結の日から令和●年●月●日までとする。

2 乙の愛称表示開始日は、令和●年●月●日以降とする。

3 第1項の期間中に行われる国際試合等において、スポンサー等の理由により第2条第6項に規定する愛称を使用できない場合には、甲があらかじめ乙に対して事前の連絡をし、乙の了承を得るものとする。

4 前項の理由にかかる愛称表示の目隠し等の費用については、甲の負担とする。

(ネーミングライツ料)

第4条 ネーミングライツ料は、年額●●●●●●●●円(取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。)とする。ただし、愛称表示が可能な期間(実際に乙が表示しているか否かを問わない。)が1年間に満たない場合には、月割りで算出するものとする。

2 この契約期間において対象施設が施設全般にわたり30日以上連続して使用不能の場合は、当該年度分の前項に規定するネーミングライツ料を使用不能日数に応じて日割りにより計算した額を減じた額とする。この場合において、甲が既にその額を超えるネーミングライツ料を受領しているときは、当該超過した額を乙に返還するものとする。

3 この契約期間の中途において、契約の解除によりこの契約が終了した場合における解除の日が属する年度におけるネーミングライツ料は、当該年度の開始日から解除の日までの日数に応じて、当該年度分の第1項に規定するネーミングライツ料を日割りにより計算した額とする。この場合において、甲が既にその額を超えるネーミングライツ料を受領しているときは、当該超過した額を乙に返還するものとする。

4 前2項の規定により返還が生じる場合には、返還額に利息を付さないものとする。

(ネーミングライツ料の支払方法)

第5条 乙は、前条第1項に定める当該ネーミングライツ料を、別紙1支払計画書に基づき、甲の指定する方法で支払うものとする。

2 ネーミングライツ料の支払に要する費用は、乙が負担する。

(契約の履行に伴う義務)

第6条 甲及び乙は、この契約の履行に際して、次項から第6項までに規定する義務を負うものとする。

2 甲は、愛称に乙の商号又は商品名が含まれることにより、対象施設から発信される様々な情報が乙の名誉及び信用を毀損することがないように十分に配慮するものとする。

3 乙は、愛称に乙の商号又は商品名が含まれることにより、その商号又は商品名から発信される様々な情報が甲の名誉及び信用を毀損することがないように十分に配慮するものとする。

4 甲は、乙が愛称の表示を実施する場合において、愛称が認知されるよう配慮するものとする。

5 甲は、対象施設で行われる行事の主催者及び対象施設を使用する関係者に対して、これらの者が対象施設の名称を表示するあらゆる機会に愛称を使用することを求め、愛称の認知が得られるよう努めるものとする。

6 甲は、新聞、雑誌、テレビ等マスメディアが対象施設の名称を表示する場合においては、愛称を使用するよう努めるものとする。

(愛称の表示)

第7条 乙は、別紙2「愛称表示一覧」について、甲による承認を受けた上で、愛称の表示を設置することができる。

2 前項の他に乙が新たに看板等の変更及び設置が必要となった場合については、協議の上、

設置場所や時期を決定するものとする。

3 愛称を掲示する看板等の設置・管理及び維持修繕に要する費用負担は、原則として乙とする。

4 愛称を掲示する位置及び仕様等については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

5 乙は、本契約が終了したとき、甲の書面による承認を受け、自らの責任と費用負担により、表示前と同様の状態に復旧するものとする。

(広報)

第8条 乙は、乙による広報活動又は広告・販売促進活動において、愛称を使用することができものとする。

2 乙は、前項に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ甲にその内容を報告しなければならない。

(秘密保持)

第9条 甲及び乙は、互いにネーミングライツの導入に関して知り得た相手方の経営上又は業務上の秘密を相手方若しくは相手方の代理人以外の第三者に漏らし、又はこの契約の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、法令の規定に基づき開示する場合はこの限りではない。

(甲の解除)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかの事由に該当することとなった場合は、乙に対して、書面による通知をすることにより、本契約を解除できるものとする。

(1) 差押、仮差押、競売の申立て又は破産手続開始、再生手続開始、整理開始若しくは更生手続開始の申立てがあったとき。

(2) 租税公課を滞納して督促を受けたとき、又は保全差押を受けたとき。

(3) 支払を停止したとき、又は手形若しくは小切手が不渡りとなったとき。

(4) 解散、合併又は営業の全部の譲渡を決議したとき。

(5) 本契約に違反し、かつ当該違反を是正すべき旨の甲の書面による通知を受けてから30日以内に、その違反が解消されないとき。

(6) 著しく社会的信用を失墜したとき。

(暴力団排除に係る解除)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下この条において「代表役員等」という。)、乙の役員(執行役員を含む。)若しくはその支店若しくは営業所(常時工事等の契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で代表役員等以外のもの(以下「一般役員等」という。)若しくは一般役員等以外の使用人(以下「使用人」という。)が、四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成20年四日市市告示第28号。以下「暴力団排除要綱」という。)第2条第9号に規定する暴力団関係者(以下「暴力団関係者」という。)であると認められるとき、又は暴力団関係者が代表役員等の経営に実質的に関与しているとき。

(2) 代表役員等、一般役員等又は使用人が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図

り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団排除要綱第2条第8号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)の威力、暴力団関係者を利用する等しているとき。

(3) 代表役員等、一般役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団関係者に対して直接又は間接を問わず資金等を提供し、又は便宜を供与する等積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 代表役員等、一般役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 代表役員等、一般役員等又は使用人が、暴力団関係者であることを知りながらこれを不当に利用する等していると認められるとき。

(契約解除に伴う愛称の撤去)

第12条 乙は、前2条の規定による契約の解除が行われた場合、乙の負担により対象施設等の愛称を掲示したものを乙の負担で撤去するものとする。

(契約が解除された場合の違約金)

第13条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は、第4条に定めるネーミングライツ料(総額)の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第10条及び第11条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

3 第1項に規定する違約金の徴収は、乙に対する甲の損害賠償の請求を妨げない。

(乙の解除)

第14条 乙は、次の各号のいずれかの事由に該当するときは、甲に対して、書面による通知をすることにより、本契約を解除できるものとする。

(1) 対象施設の使用不能が6か月を経過してもなお改善の見通しが無いとき。

(2) 対象施設が天災地変、事件等により使用不可能になったとき。

(3) 甲が本契約に違反し、かつ当該違反を是正すべき旨の乙の書面による通知を受けてから30日以内に、その違反が解消されないとき。

2 前項に定めるもののほか、乙の業績の著しい悪化等により乙に本契約を継続することが困難な事由が生じたときは、甲及び乙は協議し、合意の上で本契約を解除することができるものとする。

(知的財産権)

第15条 乙が本件愛称に関して知的財産権(知的財産基本法(平成14年法律第122号)第2条第2項に規定する権利をいう。)を取得した場合においては、乙は甲及び対象施設を管理する指定管理者がこれを無償で使用することを認めるものとする。

2 前項に定める知的財産権の無償使用に関する具体的な条件については、甲及び乙が協議により別途定めるものとする。

(権利譲渡の禁止)

第16条 乙は、ネーミングライツを第三者に転貸し、若しくは使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は譲渡してはならない。

(損害の賠償)

第17条 甲及び乙は、この契約に定める義務を履行しなかったために相手方又は第三者に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。

(紛争の解決)

第18条 乙は、本契約の履行等に伴い、第三者との間に紛争が生じたときは、甲に最大限協力することとし、甲とともにその処理・解決に当たらなければならない。

2 この契約に関し、甲と乙の間に紛争が生じた場合は、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(重要な事情変更)

第19条 甲及び乙は、この契約に関し、重要な事情変更が生じた場合は、協議し、解決するものとする。

(協議事項)

第20条 この契約の解釈について疑義が生じたとき又は本契約に定めのない事項については、甲及び乙が協議の上定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 三重県四日市市諏訪町1番5号
四日市市
四日市市長 森 智 広

乙 ●●県●●市
●●株式会社
代表取締役 ●● ●●

別紙1(第5条関係)
(支払計画書)

年 度	納付期限	金 額
令和7年度		円(円)
令和8年度		円(円)
令和9年度		円(円)
令和10年度		円(円)
令和11年度		円(円)
令和12年度		円(円)
令和13年度		円(円)
令和14年度		円(円)
令和15年度		円(円)
令和16年度		円(円)
令和17年度		円(円)
合 計		円(円)

※令和7年度は、年額の●●か月分に相当する金額とする。
※令和17年度は、年額の●●か月分に相当する金額とする。
※金額欄の(円)内は、各年度ネーミングライツ料のうち、取引に係る消費税及び地方消費税の額

別紙2(第7条関係)

(愛称表示一覧)

変更箇所

対象看板等	表示変更開始日(予定)
(正面入口施設看板 等)	(愛称表示開始日以降)
(施設内案内看板 等)	

新規設置箇所

設置箇所	表示開始日(予定)
(施設外看板の設置 等)	(愛称表示開始日以降)
(既存看板の上段への設置 等)	